

21	火	組ひも・ちぎり絵
7	火	組ひも・ちぎり絵
日	曜	機能訓練
犬の引き取り日	10日(金)	
取り締まり日	17日(金)・24日(金)	
会場	月寿荘	
時間	午後1時30分	
バス	運行します	

クローバー教室

日	曜	事業名	対象	会場
1	水	献血(全血献血)	受け付け(午前10時~12時30分、午後1時30分~3時30分)	就業改善センター
7	火	予防接種(午後1時30分)	午後3か月から4歳未満まで	月寿荘
8	水	機能訓練(午後9時30分)	脳卒中及びその後遺症者	月寿荘
9	木	予防接種(午後1時30分)	7日接種者	月寿荘
14	火	未受診者検診(午前中のみ)	春の健康未受診者必ず受診して下さい。	農センター
16	木	予防接種(午後1時30分)	10月から継続の人及び追加者	月寿荘
19	日	親・子・孫3世代のふれあいクッキング	小学校3年生以上の子供と祖母もしくは母親	就業改善センター
21	火	定例健康相談会(午後1時30分)	一般住民	月寿荘
28	火	予防接種(午後1時30分)	生後12か月から90か月まで	月寿荘
30	木	3歳児健診(午後1時30分)	保育園入園前の幼児と保育担当者	月寿荘
31	金	11月30日まで生まれた人	H4年8月1日から	月寿荘

○事業日程

保健福祉だより

11月



▲88歳、米寿のみなさん



▲喜寿のみなさん

祝 平成7年度 月潟村 敬老会



▲ダイヤモンド婚、金婚のみなさん



夏も去り、さわやかな秋の日、平成7年度の敬老会が、9月15日(敬老の日)に月潟村農村環境改善センターを会場に開催されました。

今年度の敬老会には75歳以上の(大正10年3月31日までに生まれた方)、及び70歳以上で独り暮らしの方、360人が対象になり、式典には185人が出席されました。

式典では、ダイヤモンド婚、金婚、90歳の方に対して村長からのお祝い、喜寿、米寿の方には県知事からのお祝い、また米寿の方には婦人会からお祝いが贈られました。式典後には保育園児や各芸能団体がお祝いに踊りや歌を披露し、式典を最後まで盛り上げられました。お祝いを受ける方をご紹介します。

(敬称略)

夏も去り、さわやかな秋の日、平成7年度の敬老会が、9月15日(敬老の日)に月潟村農村環境改善センターを会場に開催されました。

今年度の敬老会には75歳以上の(大正10年3月31日までに生まれた方)、及び70歳以上で独り暮らしの方、360人が対象になり、式典には185人が出席されました。

式典では、ダイヤモンド婚、金婚、90歳の方に対して村長からのお祝い、喜寿、米寿の方には県知事からのお祝い、また米寿の方には婦人会からお祝いが贈られました。式典後には保育園児や各芸能団体がお祝いに踊りや歌を披露し、式典を最後まで盛り上げられました。お祝いを受ける方をご紹介します。

(敬称略)

- ダイヤモンド婚 (1組)
 - 笠原 勇・ユシイ
- 金婚 (7組)
 - 薄田 直榮・マツ
 - 道見 秀雄・房
 - 笠原 一利・ユキ
 - 関本 孫衛・ヨイ
 - 間嶋 銀一郎・ミイ
 - 高木 孫市・トシ
 - 山口 金蔵・ヨシエ
- 90歳 (7人)
 - 磯貝 美三郎・堀 金一郎
 - 野内 キミ・田中 マサノ
 - 薄田 チヨ・阿部 シヅ
 - 五十嵐 キヨノ
- 喜寿 (33人)
 - 野内 イカリ・市嶋 要子
- 米寿 (7人)
 - 北 ヨノ・櫻井 三五郎
 - 登石 タミ・角田 トミ
 - 佐藤 キク・中島 キヨ
 - 木川 キミ
- 小林 ミテ・原 ユリ
- 永野 由一・鏡 榮作
- 小湊 シマ・時田 ヨリ
- 野澤 幸次・河井 トヤ
- 青柳 穂・小出 トセ
- 高橋 キヨノ・児玉 源市
- 阿部 タイ・小湊 惣一郎
- 皆山 達雄・川村 タタ
- 齋藤 團一・小湊 タキ
- 神保 トヤ・高木 庄吉
- 小林 一夫



▲民謡研究会によるアトラクションで盛り上がりました

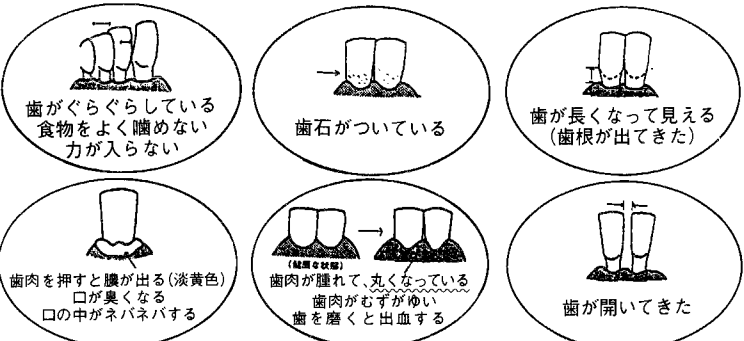


▲祝賀会でもみなさんお元気です

家庭の健康

歯周病の自己診断

歯周病は深く静かに進行しますから、ちよっと目には判断できないことが多いのです。自分の口の中を鏡に写してみてください。



年金コーナー

こんな時こんな年金が受けられます

種類	こんな時	受けられる条件	年金額(平成7年度)
老齢基礎年金	原則として65歳から 	保険料を納めた期間と免除の期間を合算して25年以上あること	●40年納めた人...785,500円 ●40年に満たない人 $785,500 \times \frac{(\text{納付した月数}) + (\text{免除の月数} \times 1/3)}{40年 \times 12月}$
障害基礎年金	病気やケガで障害が残った時 	保険料を納めた期間と免除の期間が加入期間の3分の2以上あること(平成18年3月までは最近の1年間に保険料の未納がないこと)	●1級...981,900円 2級...785,500円 ●子の加算 ただし、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障害者は20歳未満) 第1子・第2子...226,000円 第3子以降...1人につき75,300円
遺族基礎年金	妻が受けるとき 死亡した夫の子と生計を同じくしている時 	亡くなった人の保険料を納めた期間と免除の期間が加入期間の3分の2以上あること(平成18年3月までは最近の1年間に保険料の未納がないこと)	●子が1人の時...1,011,500円 ●子の加算 子が2人以上いる時 第2子...226,000円 第3子以降...1人につき75,300円
	子が受けるとき 死亡した人の子が残された時 ※ただし、どちらも子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障害者は20歳未満)		●子が1人の時...785,500円 ●子の加算 子が2人以上いる時 第2子...226,000円 第3子以降...1人につき75,300円

※詳しくは住民課住民係までお問い合わせください。